



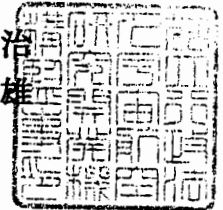
15監事室1209002

平成15年12月 9日

独立行政法人
宇宙航空研究開発機構
理事長 山之内 秀一郎 殿

独立行政法人
宇宙航空研究開発機構

監 事 丹尾 新治
監 事 賀屋 宣雄



独立行政法人航空宇宙技術研究所の平成15年度
監事監査結果について

独立行政法人航空宇宙技術研究所の平成15年度監事監査結果
について、別紙のとおり報告します。

部数：主務大臣提出用	3部
会計監査人用	1部
理事長あて	1部

監 査 報 告 書

03監事室1209002

平成15年12月 9日

独立行政法人

宇宙航空研究開発機構

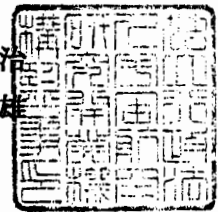
理 事 長 山之内 秀一郎 殿

独立行政法人

宇宙航空研究開発機構

監 事 丹 尾 新 治

監 事 賀 屋 宣 雄



両監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人航空宇宙技術研究所の平成15年4月1日から平成15年9月30日までの第3期事業年度の会計及び業務について監査を実施した。その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

監事は、本所及び主要な事業所における業務の状況報告を聴取し、また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査をした。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 事業報告書は、独立行政法人航空宇宙技術研究所の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 損失の処理に関する書類は、指摘すべき事項は認められない。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められない。

以 上